部活動に係る活動方針

2024年7月1日

第 | 条 部活動の目的

部活動は、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、単に、知識・技術・競技力を向上させるだけでなく、多様な活動・経験を通して、人間的な成長をめざすことを目的とする。

第2条 運営について

- (I)年間の活動計画並びに毎月の活動計画を作成し、計画的な活動を行うとともに、保護者にも提示 し理解と協力を求める。
- (2) 各部の活動方針、活動計画はホームページに掲載し公表する。
- (3) 部活動顧問は状況に応じて複数名配置し、過度の負担が生じないようにする。
- (4) 顧問教員に専門性がない等十分に指導できない場合は、必要性、緊急性等を検討し、外部指導員 及び部活動顧問を採用することがある。

第3条 休養日(活動禁止日)

- (1) 部活動の休養日は原則として次の通りとする。
 - ①月曜日から金曜日:週 | 日の休養日(祝日を除く)※会議設定日は活動を控えること。
 - ②土・日曜日及び祝日:週|日の休養日。
- (2) 前号の規定は公式戦期間中、及びその | 週間前には適用しない。
- (3)第3条第 | 項が公式戦、公式発表会・演奏会等で休養日にできないときは、その翌日を部活動の 休養日とする。
- (4) 長期休暇中は、週あたり2日の休養日を設けることとする。
- (5) 定期考査期間中(最終日を除く)、及び定期考査 | 週間前の活動は原則禁止。ただし、公式戦期間中及びその | 週間前については、顧問が必要と認めた場合、練習許可願いを提出し練習を許可することがある。練習時間は、 | 時間半を限度として活動を認める。強化部においては、2 時間を限度として認める。
- (6)長期休業中の「学校閉鎖期間」は原則として活動禁止とする。当該期間中に公式戦、公式発表会 等があるときは許可を得て参加を認めるが、別途、休養日を設けること。

第4条 顧問教員及び部活動顧問の休養日

- (1) 自身及び生徒の健康状態に配慮し、十分に休養を取ることができるように活動計画を立案し、指導・監督ができない場合は、部活動は行わない。
- (2)公休日に公式大会、その他学校が認め業務を行った場合は、半日、又は I 日の振替休日を取得する。

第5条 部活動の時間

(I) 部活動の時間は原則として次の通りとする。ただし、強化クラブ及び活動施設の利用上、必要と認めた部活動については、活動時間を延長することがある。

平 日(月曜日~金曜日): 2時間程度 ※18時30分まで

休 日(土日曜日・祝日): 3時間程度

長期休暇中も同様とする。

※強化部においても活動方針を十分に理解し、活動時間を設定して行うこと。

- (2) 3時間を超える活動となる場合は、生徒の健康管理に十分配慮して、休憩時間を適切に設定し、 無理のないよう活動するとともに、その後に休養日を設けるなど、学校生活に支障のないように 配慮する。
- (3)年間・月間部活動計画表(活動日、試合、演奏会、発表会、活動場所、活動時間、担当顧問)を 前月20日までに各部活動主任に提出すること。

第6条 活動日・活動時間の延長

第3条の休養日、第4条の部活動顧問の休日、第5条の部活動の時間を超えて部活動を行いたいときは、1週間前までに特別活動届・活動延長届を提出し、許可を得て行うことができる。

基本方針を十分理解して顧問や生徒の負担が過度にならないよう十分に配慮して申請すること。

第7条 勤務時間の考え方

部活動における勤務時間は次の区分とする。

- (1) 勤務時間
 - ①第5条(I)の時間内であらかじめ届け出て承認された時間
 - ②校外での活動場所から学校へ戻る移動時間(生徒の引率)
 - ③合宿、公式試合、発表会等については活動計画書において学校が認めた時間
 - ④基本方針に基づいて計画され許可を得て認められた活動
- (2)任意的活動時間
 - ①部活動顧問の休日における指導
 - ②平日 18 時 30 を超える指導
 - ③休日3時間を超える指導
 - 4朝練習
 - 2 自主的活動を行うときは施設・部活動の管理者である学校にあらかじめ申請しなければならない。学校長が事前申請を許可したときは施設管理者として活動に対しての責任を認めるものとする。

第8条 指導について

- (1) 部活動の指導に当たって、体罰は、いかなる理由があっても決して許されるものではない。 また、威圧的な言動等による指導によって、生徒の自発性を損なうことの無いよう考慮して指導 に当たること。
- (2)適切な指導方法、コミュニケーションの充実等により、生徒の意欲や自主的、自発的な活動を促す。

第9条 その他

- (1) 事故の未然防止のため、施設・設備の点検を定期的に実施する。
- (2)無理のない安全な活動メニューを心掛け、生徒が自主的に行うことを基本とする。
- (3) 大会参加や練習試合等については、日程等を十分に考慮し、過度な負担とならないようにする。
- (4)定期的に保護者会を開催し、活動報告等を行い協力と理解をお願いする機会をつくる。
- (5) この基本方針は、活動実績や社会情勢等を踏まえて適宜見直すこととする。